

町県民税(第4期)の納期限は1月31日です

金融機関等の窓口で納付される方は、納付書裏面に記載されている納付場所において、納期限内に納付をお願いいたします。

水道の使用者変更について

アパート等の賃貸で水道の使用を申し込む際の手続が1月から簡素化されます。これまでは、大家さん(所有者)の署名捺印か又は賃貸借契約書の写しを添付する必要がありますが、1月からは所定の様式に新使用者の方の署名捺印のみでお手続を済ませることができるようになります。

水漏れしていませんか? 自分でできる確認法

夜、水の音がする。排水のほかに水が出ている。水道使用量が急に増えた。これは、地下や床下で水漏れしている可能性があります。家中の蛇口を全部閉め、水道メーターのパイロット(写真参考)が回っていないか確認してください。少しでも回っていたら漏水です。



水道メーターパイロット・マーク

修理する際は、町指定の給水装置工事業者(一覧表は町ホームページ等に掲載)に直接連絡し、修理を依頼してください。なお、修理費は、お客様負担となります。水道メーターから水道蛇口等までの間で漏水しますと、給水装置の管理はお客様がしていることから、その漏水水量分も水道料金に反映されます。

水道料金の軽減制度

宅地内の漏水での負担軽減を目的として、水道料金の軽減制度があります。軽減となるのは、漏水水量分にかかる水道料金の一部です。全額が軽減になるわけではありません。※この制度を受けることができないのは、同一給水装置所在地で一度限りです。※漏水箇所によっては軽減されない場合もあります。

制度について

- 軽減の対象となる漏水
一般家庭における発見困難な地下漏水
○軽減の対象とならない漏水
事実が容易に確認でき、かつ事実を知りながら放置した漏水
○過去に水道料金の軽減措置を受けた使用者の同一給水装置所在地での漏水
○町指定の給水装置工事業者でない業者が修理した漏水
○軽減の対象期間
漏水していた期間のうち、漏水量の最も多い1定期検針分について軽減対象とします。
○軽減となる水道料金の算出
軽減対象期間に漏水したと思われる水量の1/2相当分の水道料金
○軽減申請書の提出
申請用紙は上下水道課にあり

下水道に流してはいけないもの

下水道は、下水管に集めた汚水処理場で浄化し、河川に放流しています。下水管が詰まる原因となるもの、下水処理水の質を悪化させるものは流さないでください。

下水道を永く使いために

- ・野菜くず・残飯・髪の毛・石鹸などの固形物を流さない
・排水管や下水管が詰まり、悪臭や排水不良の原因となります。
・必要以上の洗剤を使用しない
・流さない
・天ぷら油などの廃油を流さない
・下水処理水の質を悪化させる原因となります。
・下水管の中で固まって管を詰まらせたり、処理場の働きを悪くしたりする恐れがあります。
・廃油は固形化するなど工夫して処分しましょう。
・また調理後のフライパン、食器に付いた油汚れはキッチンペーパーなどで拭き取ってから洗うようにしましょう。
・水洗トイレには水に溶けやすいトイレットペーパー以外のものは流さない
・水に溶けやすいトイレットペ

雨水を污水管に流していませんか?

皆様はトイレ・台所・風呂などで使用した排水は、下水道処理場できれいに処理して川や海に放流しています。しかし雨の日は晴れの日に比べ、下水道処理場に流れ込む汚水量が倍以上になることがあります。

この原因として、左記の可能性が挙げられます。

- ▼雨どいが、誤って污水管に接続されている。
▼庭などに降った雨水が、污水管に流れ込んでいる。
▼污水管に接続している外流しから、雨水が流れ込んでいる。
雨水が污水管に大量に流れ込むと、下水処理場の処理能力の限界を超え、処理機能が麻痺してしまいます。それに伴う悪影響に左記のことが考えられます。

道路上のマンホールや、宅内汚水ますなどから汚水があふれ出す。

各家庭からの排水が流れにくくなったり、逆流を起こしたりする。

▼下水処理場で汚水をきれいに処理しきれず、川や海の水質が悪化する。
嵐山町の公共下水道は、汚水

ます。修繕を行った嵐山町指定給水装置工事業者に証明してもらい提出してください。○軽減決定の通知
申請書提出後、調査の結果決定した場合、通知は給水装置使用者宛てに送付されます。問合せ 上下水道課 管理担当 ☎62-10728

水道水の漏水調査を実施します

町では、限りある水資源の有効活用や陥没による事故等を未然に防止するため、道路や宅地内に埋めてある水道管の漏水調査を毎年行っています。今年度は平成29年1月下旬から3月下旬頃までを予定しています。調査場所は、七郷地区及び大字志賀・平沢の一部の地区です。調査の内容により皆様のご自宅などの敷地内に身分証明書を携行した調査員が立ち入りさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願いします。

無駄をなくすために

水道管から漏れ出た水道水は、すべて無駄になってしまいます。その無駄をなくすために漏水調査を行います。漏水調査を行わなかった年度と行った平成27年度を比べると、漏水率で約11%、漏水量で約37万m³の

無駄が省け、金額にして約5、300万円の節約になっていきます。このように町の水道事業は、無駄なくより効率的に運営するよう努力をしております。今後とも皆様のご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。問合せ 上下水道課 施設担当 管理担当 ☎62-10728

水道メーターの交換にご協力をお願いします

ご家庭にある水道メーターは、計量法に基づき、8年以内で交換する必要があります。上下水道課では、計画的に交換していますので、ご協力をお願いします。交換費用は無料です。メーターの交換に際しては、事前に「水道メーターの交換のお知らせ」を郵便でお送りします。交換作業は、お知らせに記載された委託業者が行います。交換作業実施に伴い一時的に断水状態となり、再度給水時には濁り水が出る場合がありますので、透明度を確認した後ご使用をお願いします。ご不在の場合でも交換させていただきます。ご承のほどお願いします。問合せ 上下水道課 管理担当 ☎62-10728

高効率給湯器、太陽光発電システム機器等の新規設置に補助金を交付します

環境農政課
嵐山町では、地球温暖化防止に配慮した設備を新規に設置する町民の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付いたします。特に水温の低い冬は、お湯を沸かす際、給湯器にかかる負担がいつも以上に大きくなり、故障が多発する季節でもあります。万が一故障してしまった場合は、この機会に是非補助金制度をご利用ください。
・太陽光発電システムと高効率給湯器等は重複して申請することはできません。1住宅に



- 【対象設備ならびに補助限度額】
・住宅用太陽光発電システム機器：50,000円
・ヒートポンプ型給湯器：50,000円
・潜熱回収型給湯器：20,000円
・ガス発電給湯器：50,000円
・家庭用燃料電池：50,000円
・太陽熱温水器：30,000円
※詳しくは担当までお問い合わせください。
問合せ 環境農政課 みどり環境担当 ☎62-10719